

ビジネス渡航者のための 新型コロナウイルス感染症の PCR 検査と証明書発行マニュアル

令和 2 年 9 月 18 日

日本渡航医学会

ビジネス渡航 PCR ワーキンググループ

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、現在複数の国が、入国者に対して渡航前の遺伝子検査(PCR 検査)の実施と、それに関する結果証明書の提出を求めています。このような背景から、日本政府より日本渡航医学会へ、ビジネス渡航者の「PCR 検査の実施」ならびに「それに関する証明書発行」についての協力要請がありました。つきましては本学会として、学会員が所属する医療機関(トラベルクリニックなど)で PCR 検査や証明書発行を円滑に進めるためのマニュアルを作成いたしました。

本件にご協力いただく医療機関の皆様は、本マニュアルの手順に沿って、対応くださいますようお願い申し上げます。添付1、2、3、4、5には、最低限必要な項目を記載いたしました。渡航国の指定内容に応じて、医療機関毎に追記編集をしてください。

なお、日本政府は新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着いた国との間でビジネス交流を一定の条件下において再開する事業を開始しています。海外出張などの短期滞在者を対象としたビジネストラック、駐在員等の長期滞在者を対象としたレジデンストラックについて各国と調整中です。対象国は令和 2 年 9 月 18 日時点では、ベトナムとタイ、マレーシア、ミャンマー、ラオス、カンボジア、台湾、とのレジデンストラック、シンガポールとのビジネストラックが成立しています。今後、流行状況に応じて対象国拡大等の可能性がありますので、定期的に外務省のホームページをご確認ください。

* 資料 A: 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について(令和 2 年 9 月 14 日)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

2. 検査の流れ

■ 検査実施までの準備

- 各医療機関で、検査可能件数に応じた PPE 供給、検査体制を整える。
 - ・ PPE:PCR 検査の実施医療機関に対しては、都道府県を通じて PPE の優先配布を行っている。不足が生じた場合は、まず都道府県に相談をする。それでも入手が難しい場合は厚生労働省の相談窓口(3.参照)に連絡する。
 - ・ 検査:院内ないしは外部の検査会社で実施する。外部の検査会社の紹介を希望する場合は厚生労働省の)相談窓口(3.参照)に連絡する。

- 正しい検体採取方法、PPE の着脱方法、感染管理方法を確認する。令和2年 9 月 18日現在、本検査の検体は、渡航国側の提示する条件により、鼻咽頭ぬぐい検体か唾液検体のいずれかとなっている。なお、今回のビジネス渡航者の PCR 検査にあたっては、A.鼻咽頭拭い検体、B.唾液検体によって、院内感染防止に関する対応が求められている。

A.鼻咽頭拭い検体

- ・検体採取時に採取者は PPE としてサージカルマスク、ゴーグルないしはフェースガード、手袋、長袖ガウンないしはエプロンの着用が求められる。
- ・連続して複数人の検体を採取する時は手袋だけを交換する。ただし、飛沫などの汚染があった場合は、適宜 PPE 全てを交換する。
- ・採取する場所は通常の診察室と別な部屋がのぞましい。もし通常の診察室を使用する場合は、採取後に室内を消毒するとともに十分な換気をする。

B.唾液検体

- ・50mL 滅菌容器に 1-2mL 程度の唾液を患者に自己採取し、蓋をしてもらう(5-10 分間かけると 1-2mL 採取できる)。
- ・検体を回収するスタッフは、サージカルマスク・手袋を装着する。
- ・採取する場所は、十分に換気ができる個室が望ましい。通常の診察室を使用する場合は、採取後に室内を消毒するとともに十分な換気をする。

*資料 B:新型コロナウイルス感染症診断の手引き(第3版)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000668291.pdf>

*資料 C:新型コロナウイルス感染症に対する感染管理(2020/07/17)

https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/2019-nCoV_200717.pdf

*資料 D:2019-nCoV(新型コロナウイルス)感染を疑う患者の 検体採取・輸送マニュアル(2020/06/02)

https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/2019-nCoV_200602.pdf

*資料 E:日本耳鼻咽喉科学会 新型コロナウイルス感染症の PCR 検査における検体採取方法(動画)

http://www.fa.kyorin.co.jp/jibika/200512_001.mp4

*資料 F:唾液検体を用いた PCR 検査全般について(2020/07/21)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000651192.pdf>

- 医療機関ごとに、検査代と証明書発行代(自費診療)の設定をする。
- 検査受付体制を決定する(予約方法、ホームページ整備等)。

■ 検査受付から結果報告まで

<予約受付> 下記受付条件により、各医療機関の方法で受ける。

【受付条件】

- イ) ビジネス目的の海外渡航であること。
- ロ) 所属会社や団体(人事部、上司)からの依頼状[添付 1]があること。
- ハ) 有効期間内のパスポートがあること。
- 二) 渡航国に応じた記載内容、所定書類有無を予め外務省、大使館のホームページ等で確認してあること。(所定書類がある場合は必ず提出すること)
- ホ) 検査～証明書発行までの時間を承諾してもらうこと。
- ヘ) 過去 2 週間の体調が良好であること。
- ト) 判定保留のため再検査となり、判定に遅れが出る可能性があることを承諾してもらうこと。
- チ) 検査結果が陽性になった場合、感染者として保健所の指示に従うこと。

<検査当日>

- 1) パスポートによる本人確認、会社からの依頼状を確認する。
- 2) 検査受付条件の確認をする。
- 3) 問診・診察(検温)を行う。 → 検査実施の最終判断とする。
- 4) PCR 検査の説明をする。
 - ・検体採取方法の説明をする。
 - ・証明書発行日を承諾してもらう。
 - ・判定保留のため再検査となり、判定に遅れが出る可能性があることを説明し、承諾してもらう。
 - ・検査結果が陽性になった場合、感染者として保健所の指示に従うことを十分に説明し、同意してもらう。
- 5) 同意書の記入をする。 [添付2]
- 6) 検体採取する。(鼻咽頭ぬぐい液あるいは唾液)
- 7) 証明書発行日時、受け渡し方法を決定する。(原則は来院による対面での受け渡しであるが、電子メールや郵便で送付する方法も状況に応じて検討する)

<結果報告>

陰性の場合 : ① 証明書を作成する。 [添付 3]

レジデンストラック/ビジネストラック対象国(令和2年 9 月 18日時点: ベトナム、タイ、ミャンマー、ラオス、カンボジア、台湾、マレーシア、)は、以下の書式で証明書を発行する。

・ベトナム: 在ベトナム日本国大使館 HP 掲載の書式 [添付4].

- ・タイ:上記ベトナムの書式[添付4]と、Fit to Fly Health Certificate(搭乗可能健康証明書) [添付 5].
 - ・ミャンマー/ラオス/カンボジア/台湾:証明書の書式フォーマットはないが、一般的な書式[添付3]と上記ベトナムの書式[添付 4]両方発行が望ましい。
 - ・マレーシア:出国前検査不要
 - ・シンガポール:証明書の書式フォーマットはないが、指定の記載項目がある。[添付 6]のフォーマットの使用が望ましい。
- 上記以外の渡航国で指定書類がある場合は、その書類に記載する。

② 証明書には、クリニックの英語印鑑を捺印する。

③ 証明書の結果説明、書類をお渡しする。

陽性の場合 : 陽性報告が判った時点で、本人に電話連絡をし、検査医師は直ちに最寄りの保健所に届け出る。 下記資料3の20頁「4. 届出」参照。

*資料 B : 新型コロナウイルス感染症診断の手引き(第3版)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000668291.pdf>

(作成)

日本渡航医学会 ビジネス渡航検査ワーキンググループ

担当理事 濱田篤郎(東京医科大学病院)

担当委員(五十音順)

岩崎明夫(ソニーコーポレートサービス)

大越裕文(西新橋クリニック)

小川拓(奈良県立医科大学病院)

栗田直(東京医科大学病院)

古賀才博(トラベルクリニック新横浜)

宮城啓(三菱重工業)